平成28年8月1日制定 平成31年3月28日一部改正 [こども部こども育成課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26年郡山市条例第32号。以下「条例」という。)に規定する小規模保育事業所A型等の職員配 置に係る特例の運用に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 小規模保育事業所A型等 小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所をいう。
 - (2) 小規模保育事業所A型 条例第29条に規定する小規模保育事業所をいう。
 - (3) 保育所型事業所内保育事業所 条例第44条に規定する事業所内保育事業所をいう。
 - (4) 地域型保育給付費等 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第29条第1項及び同 法第30条第1項に規定する給付費をいう。
 - (5) 処遇改善等加算 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等 (平成27年内閣府告示第49号)第1条第21号に規定する処遇改善等加算をいう。
 - (6) 子育て支援員専門研修(地域保育コース(地域型保育)) 子育て支援員研修事業の実施について(平成27年5月21日雇児発0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)別紙子育て支援員研修事業実施要綱の5.研修の実施方法及び内容の(3)研修内容のイ専門研修の(イ)に規定する地域保育コース(「地域型保育」に限る。)をいう。

(対象となる小規模保育事業所A型等)

- 第3条 条例附則第6項から第9項に規定する小規模保育事業所A型等の職員配置に係る特例 (以下「職員配置に係る特例」という。)の対象となる小規模保育事業所A型等は、次の各号 のいずれにも該当する施設とする。
 - (1) 児童福祉法 (昭和22年法律第 164 号) 第34条の15第2項により、市長の認可を得ていること。
 - (2) 過去3年以内に、法第34条の17の規定により、改善勧告又は改善命令、事業制限命令若しくは事業停止命令を受けていないこと。
 - (3) 郡山市から、地域型保育給付費等に係る処遇改善等加算の認定を受けていること。 (朝夕等の児童が少ない時間帯における保育士配置に係る特例及び保育所における保育の実施に当たり必要となる保育士配置に係る特例の基準)
- 第4条 条例附則第6項及び第8項に規定する市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 次のいずれかの事業又は施設において、保育業務に常勤の職員として1年以上従事した経験のある者

ア 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業

- イ 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業
- ウ 法第39条第1項に規定する保育所
- エ 法第39条の2第1項に規定する幼保連携型認定こども園
- (2) 条例第24条第2項に規定する家庭的保育者
- (3) 子育て支援員専門研修(地域保育コース(地域型保育))を修了した者

(幼稚園教諭及び小学校教諭並びに養護教諭の配置に係る特例の基準)

- 第5条 条例附則第7項に規定する保育士とみなすことができる者とは、同項に規定する普通免 許状のいずれかを有し、子育て支援員専門研修(地域保育コース(地域型保育))を修了した ものとする。
- 2 市長は、小規模保育事業所A型等に対し、前項に規定する者を小規模保育事業所A型等へ配置する場合は、次の各号により配置することを求めるものとする。
 - (1) 幼稚園教諭の普通免許状を有する者は、3歳以上児の保育に従事すること。
 - (2) 小学校教諭の普通免許状を有する者は、5歳以上児の保育に従事すること。 (保育所における保育の実施に当たり必要となる保育士配置に係る特例の基準)
- 第6条 条例附則第8項に規定する小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じておかなければならない保育士の数とは、当該小規模保育事業所A型等の認可の基準として条例により算定される保育士の数とする。

(報告)

- 第7条 市長は、小規模保育事業所A型等が、職員配置に係る特例を実施する場合は、次に掲げる書類の提出を求めるものとする。
 - (1) 職員配置に係る特例実施報告書(別記様式)
 - (2) 第3条に規定する要件を満たすことを証明する書類
 - (3) 第4条又は第5条に規定する要件を満たすことを証明する書類
 - (4) 職員配置に係る特例により配置する職員の履歴書 (系に)
- 第8条 この要綱に定めるもののほか、職員配置に係る特例に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年3月28日から施行する。

職員配置に係る特例実施報告書

年 月 日

郡山市長

住所又は所在地 申請者 氏名又は名称 代表者の職氏名

(EII)

郡山市小規模保育事業等における職員配置に係る事務取扱要綱(以下「要綱」という。)第7条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 特例を実施する小規模保育事業所
 - (1) 所在地
 - (2) 名称
 - (3) 代表者職氏名
- 2 特例により配置しようとする者
 - (1) 氏名
 - (2) 特例の種類
 - (3) 特例を実施する理由
- 3 特例の適用期間

年 月 日から 年 月 日まで

- 4 特記事項
- 5 添付書類
 - (1) 要綱第3条に規定する要件を満たすことを証明する書類
 - (2) 要綱第4条又は要綱第5条に規定する要件を満たすことを証明する書類
 - (3) 職員配置に係る特例により配置する職員の履歴書